

官報号外

昭和二十四年十一月十六日

○第六回 衆議院會議録 第九号

昭和二十四年十一月十五日（火曜日）

議事日程 第八号

午後一時開議

第一 政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案（政府支拂促進に関する特別委員長提出）

一 國務大臣の演説

●本日の會議に付した事件

參議院議長松平恒雄君の逝去につき弔詞贈呈の件（議長發議）

日程第一 政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案（政府支拂促進に関する特別委員長提出）

外國為替管理委員會委員長任命につき同意の件

池田大蔵大臣の財政に関する演説

午後一時三十一分開議

○議長（幣原喜重郎君） これより會議を開きます。

○議長（幣原喜重郎君） 昨十四日、參議院議長松平恒雄君がにわかに逝去せられましたことは、まことに痛惜哀悼の至りにたえません。つきましては、本院は院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました。

ここに議長において起草した弔詞を朗讀いたします。

衆議院ハ參議院議長從一位勳一等松平恒雄君ノ長逝ヲ哀悼シ特ニ院議ヲ以テ恭シク弔詞ヲ呈ス

この弔詞の贈呈方は、議長においてしかるべくとりはからいます。

第一 政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案（政府支拂促進に関する特別委員長提出）

○議長（幣原喜重郎君） 日程第一は委員長提出の議案でありますから、委員會の審査を省略するに御異議ありませんか。

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。

日程第一、政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。政府支拂促進に関する特別委員長岡野清三君。

政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案

政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案

（目的）

第一條 この法律は、政府契約の支拂遅延防止等その公正化をはかるとともに、國の會計経理事務處理の能率化を促進し、もつて國民經濟の健全な運行に資することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「政府契約」とは、國を当事者の一方とする契約で、國以外の者のなす工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に對し國が對価の支拂をなすべきものをいう。

（政府契約の原則）

第三條 政府契約の当事者は、各々の對等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に從つて誠実にこれを履行しなければならない。

（政府契約の必要的内容事項）

第四條 政府契約の当事者は、前條の趣旨に従い、その契約を締結に際しては、給付の内容、對価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、左に掲げる事項を書面により明らかにしなければならない。但し、他の法令により契約書の作成を省略することができるときは、この限りでない。

一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期

二 對価の支拂の時期

三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

四 契約に関する紛争の解決方法（給付の完了の確認又は検査の方法）

第五條 前條第一号の時期は、國が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については十四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。

2 國が相手方のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときは、國は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、國が相手方から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受けた日から前項の規定により約定した期間以内の日とする。

（支拂の時期）

第六條 第四條第二号の時期は、國が給付の完了を確認又は検査を終了した後相手方から適法な支拂請求書を受領した日から工事代金については四十日、その他の給付については三十日（以下

對する對価については三十日（以下この規定又は第七條の規定により約定した期間を約定期間」という。）以内の日としなければならない。

2 國が相手方の支拂請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、國は、その事由を明示してその請求書を相手方に返付することができるときは、この場合において、当該請求書を返付した日から國が相手方の是正した支拂請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。但し、その請求書の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失による場合は、適法な支拂請求書の提出があつたものとしなければならない。

3 第一項において「國が相手方から適法な支拂請求書を受領した日から」とあるのは、政府の契約の特例に関する法律（昭和二十一年法律第六十号）第一條に規定する特定契約で國の支拂金額の確定していないものについては、確定した日又は國が確定支拂金額を指定（指定金額に對し改訂の申請があつたときはその決定、その決定に對し特判所に出訴したときは裁判確定）した日からとする。

（時期の定の特例）

第七條 契約の性質上第二條の規定によることが著しく困難な特殊の内容を有するものについては、當事者の合意により特別の期間の定をすることができ。但し、その期間は、前二條の最長期間に一・五を乗じた日数以内の日としなければならない。

明治三十五年三月三十一日

官報号外

昭和二十四年十一月十六日

衆議院議長會議録第九号

參議院議長松平恒雄君の逝去につき弔詞贈呈の件

政府契約の支拂遅延防止に関する法律案

2 前項の規定により計算した遅延利息の額について特に定めない限り、その額が百円未満であるときは、遅延利息を支拂うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

〔完了の確認又は検査の遅延〕

第九條 国が約定の時期までに給付の完了の確認又は検査をしないとすきは、その時期を経過した日から完了の確認又は検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又当該遅延期間が約定期間の日数を越える場合には、約定期間は満了したものとみなし、国は、その越える日数に依じ前條の計算の例に準じ支拂遅延に關し約定した利率をもつて計算した金額を相手方に対し支拂わなければならない。

(定をしなかつた場合)

第三十三号) 第二十一條に規定する各省各庁をいう。) 及び公國に對し支拂の状況について報告を徴し、災地監査を行い、又は必要に応じ、閣議の決定を経て支拂について必要な指示をすることができ

る。

2 大蔵大臣は、前項の目的をもつて政府契約の相手方に対して支拂の状況について報告させ、又は必要に応じ災地調査をすることができ

る。

(懲戒処分)

第十三條 国の会計事務を処理する職員が故意又は過失により国の支拂を著しく遅延させたと認めるときは、その職員の任命権者は、その職員に対し懲戒処分をしなければならない。

2 会計検査院は、検査の結果国の

(懲戒処分)

ばならない。

2 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は過失により国の支拂を著しく遅延させたと認める事件でその職員の任命権者がその職員を前項の規定により処分していないものを発見したときは、その任命権者に当該職員の懲戒処分を要求しなければならない。

(この法律の準用)

第十四條 この法律の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道及び地方公共団体のなす契約に準用する。但し、第十二條及び第十三條第二項の規定は、地方公共団体については、この限りでない。

附
則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府契約でこの法律施行前において国が相手方から給付を終了した旨の通知を受け、なお完了の確認又は検査をしないものがあるとき、又は相手方から適法な支拂請求書を受理し、なお支拂をしないものがあるときは、第四條第一号及び第二号に掲げる時期は、この法律施行の日からそれぞれ第五條及び第六條の最長期間以内の日と定めたものとみなし、支拂遅延に對する遅延利息の率について第八條第一項の率を下るものがあるときは、その率と定めたものとみなす。但し、第七條の規定により、その制限内で特別の期間の定をするることを妨げない。

3 国が支拂確定金額を超過する支拂をなしたものでこの法律施行前に返納告知に指定した期限が経過し、なお相手方が返納しないものがあるときは、その相手方は、この法律施行の日から第十一條の規定により計算した金額を加算して国に返納しなければならない。

4 経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「會計法昭和二十二年法律第三十五号」を「會計法（昭和二十二年法律第三十五号）支拂遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第 号）」に改める。

〔岡野清豪君登壇〕

○岡野清豪君　ただいま議題となりま
した政府契約の支拂遅延防止等に関す

る法律案について、その提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

まず最初に、本特別委員会における本案起草の経過について申し上げたいと存じます。本特別委員会は、去る十月二十六日設置せられたのであります。これは前国会におきまして、当時政府の支拂いが非常に遅延いたしましたので、そのため国民経済の安定に多大の支障を来す情勢が見えましたので、政府の支拂いを促進することが焦眉の急となつたのでございます。従つて、去る四月末に政府支拂促進に関する特別委員会が設けられたのであります。前国会におきましては、鋭意この使命を全うするため最善の努力を拂つたのでございます。なお閉会中も引続き調査に当りましたが、遺憾ながら調査を終了するに至らなかつたのであります。従いまして本委員会は、前国会並びに閉会中の調査を基礎として、さらに調査を続けて参りました関係上、前国会からの経過を一応御説明申し上げるべきだと存じます。

最初、委員会としてまず考えましたことは、政府支拂いを促進することには、その遅延の実情を明らかにすることが緊要であると思ひましたので、一面支拂官庁側の報告及び説明を求め、他面各種の民間業者、団体等より事情を聴取するとともに、新聞広告を通じ、あるいは各都道府県、商工会議所その他に對してその資料の提出を求め、鋭意調査を進めたのであります。しかるところ、政府側から提出せられました支拂未済額の報告中には、なるほど契約額、支拂額、未支拂額がそれぞれ表示せられておきますが、この未支拂額が支拂ひの遅

また中には、たゞ／＼民間業者から具體的な報告に接しまして、これは確かに遅延に該当するものであるとして、政府に對しその事情を聞いてみますと、なるほど國としては業者に對し支拂い遅延でありますが、官庁側では、予算の源泉を握る大藏省から、直接その支拂いに當る末端の官庁に行くまでの間に、資金の受渡しについて非常に複雑、めんどうな怪路と手続をふまなければなりませんので、行政機關内部の手続未了という、いわば合法的の支拂い未済が出て来る例もあるのであります。すなわち國としては、業者に對する支拂い義務が歴然として存在しながら、行政機構の内部においては、支拂わないのが合法的であるという、まことに奇妙な状態があるのであります。

また一面、わが國の現状を見ますと、今なお官尊民卑の陋習が強く、國

本委員会におきましては、以上のよう
な諸事情にもかかわらず、明らかに
政府が支拂い遅延をしていることがは
つきりいたしましたものについては、
それ／＼行政内部の手続きを促進して
拂わすようにとりはかいました。そ
のほか、各官庁に支拂い促進を極力總
意いたしましたので、相当の効果があ
つたわけで、このため、業者から書信
をもつて、あるいはまた委員会出席

次に本法案の内容を簡単に御説明申し上げますと、国に対し、工事、作業その他の役務の給付または物件を納入する政府契約は、双方対等の立場における合意に基いて締結し、公正に履行すべきことを政府契約の原則として規定いたし、国の検収並びに支拂いを、そのため通常必要かつ十分とする一定期間以内の日にすること、及びその遅延については、銀行の一般貸付金利を勘案して、大蔵大臣が定める率を下らない率で計算した遅延利息を国が支拂うことを約定すべきものとしたのであります。次に、故意または過失により著しい支拂遅延を生ぜしめた国の會計事務職員を懲戒処分すべきことを規定し、また大蔵大臣が政府支拂遅延

なお、政府支拂い遅延の最も長いところをいいますところの法律第一七一号は、委員会といたしましても何とかしなければならぬという結論に到達いたしまして、これを廃止もしくは適当に改正しようということで、手続をとつております。これとあわせて、この法律は両々相まつて政府支拂いの促進に資することと存じます。

各派の絶対的賛成を得て、満場一致可決したものでございます。右ようの次第でございますから、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを切にお願いする次第でございます。これをもつて私の提案理由並びに内容についての御説明を終ります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君） 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 内閣から、外国為替管理委員会の委員に大久保三

〔賛成者起立〕
○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よつて本院はこれに同意を與えるに決しました。

○国務大臣(池田勇人君) 昭和二十四年度補正予算案の国会提出に際し、その概略を御説明し、あわせて政府の財政金融政策の一端を申述べる機会を得ましたことは、私の最も光榮に存ずるところであります。

さきに昭和二十四年度当初予算の編成にあたり、政府は終戦以来のインフレーションを終息せしめて経済の安定を回復することに全力を傾注いたし、真に総合的な予算の均衡を実現いたしましたことは、各位の御承知の通りであります。その後政府は、この予算の適切なる執行を中心として、各般の施策の目標をすべてインフレの終息、経済の安定の線に集中して参つたのであります。この間の経済情勢の推移を言いますに、政府の施策は、国民各位の絶大なる御協力によりまして着々所期の成果を収め、久しきにわたるインフレーションもおおむね終息を見、わが国の経済がようやく安定の軌道に乗ることができましたことは、まことに喜

質にたえないところでございます。(拍手)もつとも、右のごとき施策の実行の過程におきまして、過渡的ではありまするが、経済界の一部に若干の困難な事態を生じ、さらに国際経済情勢の変化による影響等も加わつて参つたことは事実でございます。政府は、これらの事態に對しまして適宜調整の方途を講じつつも、施策の大本はこれをあくまで推進することとし、経済安定への大道を邁進して参つた次第であります。

今後における施策の方向は、わが国民の努力によつて、せつかつち得ましたる、この経済の安定をさらに強化し、その基盤の上に、国際経済との関連において経済の復興と発展とをはかることにあると信ずるのであります。

(拍手)ここに提出いたしました昭和二十四年度補正予算も、この基本的な考え方のもとに編成したものでありまして、歳入歳出の真の均衡を確保するといふ当初の原則を堅持するとともに、現下喫緊の政策を積極的に織り込むことに努めた次第でございます。その結果、本年度第四・四半期以降、一降の減税も可能となり、他面、当面最も重要な事項について相当の経費を増加計上することができたのであります。なお本補正予算案の編成にあつては、来年度にわたるわが国の経済情勢の見通しを立て、これに基いて、来年度予算案と一貫した構想のもとに編成いたしましたのであります。

補正予算案は、一般会計歳入において増加額七百七十八億円余、減少額四百十四億円余、差引増加額三百六十三億円余、歳出において増加額六百八十

七億円余、減少額三百二十三億円余、差引増加額三百六十三億円余となつておりまして、その主眼とするところは、シャープな増減の趣旨にとつた国民負担の軽減の一部を本年度内において実現すること、次に懸案の価格調整費を大幅に削減すること、第三に公共事業費、失業対策費、地方配付税配付金、その他この際必要を要する使途に充てるため所要の経費を計上することでありまして、その財源のおもなるものは、右に申し述べた価格調整費の削減による不用額のほか、前年度剰余金及び租税の自然増収であります。

そして、今回の補正によりまして、昭和二十四年度一般会計予算総額は、歳入七千四百三十三億円余、歳出七千四百三十九億円余となり、これに對し、来年度におきましては歳出を大幅に圧縮いたしまして、総額約六千六百億程度とし、歳入面においては、租税収入を四千四百五十億程度に減少し得る見込みであります。本年度租税収入が、後に述べる減税額二百億円を差引いたものであることを考慮すれば、来年度減税額は九百億程度に達し、相当な負担軽減となつております。

次に補正予算の内容のおもなるものについて説明いたします。まず歳出は、価格調整費において二百三十億円を減少することとした。価格調整費については、内外経済の推移にも照し、国民経済に対する国の干渉を極力排除し、企業の自主性を尊重し、あわせて政府の出入を削減いたしましたため、鉄鋼、肥料、輸入食糧等真にやむを得ないものについて最

小限度の必要額を存続するにとどめ、その他の物資についてはこの際大幅に整理することとしたのでありまして、その結果、安価物資百二十八億円余、輸入物資百一億円の減額となつております。なお来年度においては、価格調整費の総額は九百億程度にとどまる見込みであります。

次に、公共事業費は百六億円余を増加することとした。これは本年度における台風その他による被害が莫大な額に上りましたため、当初予算に計上した金額に不足を生じましたのと、六・三制による新制中学校校舎の建築、引揚住宅の補修及び増築を行う必要に基くものであります。政府は、わが國経済の現段階において公共事業費を相当増加することが非常に重要な意味を持つものである点に鑑み、特に考慮を拂つた次第でありまして、引続き来年度予算においては思い切つて一千億程度を計上し、国土資源の保全、経済復興基盤の造成をはかりたいと考えている次第であります。

今後、公共事業費の積極的活用によつて、相当数の失業者を吸収できると考へるのであります。失業対策については、さらに万全を期するため、別途八億円余を応急的な失業対策費として計上するとともに、失業保険特別会計への繰入れ約九億円を増加計上いたしております。なお引揚住宅対策については、当初予算においても相当額を計上していたのであります。今回の補正にあつては、右に述べた公共事業費による引揚住宅建築費の増加のほか、別途引揚住宅に対する生業資金を増加計上しております。

次に地方配付税配付金については、地方財政の現状にかんがみ、九十億円を増加することとした。次に、食糧管理特別会計繰入れの増加として百七十億円を計上いたしました。本会計においては、輸入食糧の数量の増加と米価の改訂により運搬資金の増加が見込まれますので、これを一般会計から繰入れることとしたのであります。なお米価につきましては、生産者価格を二十四年度産米石当り四千四百五十円、消費者価格は、来年度にわたる本会計の收支、減税に伴う国民の生計の緩和等を考慮して、来年一月から約一％値上げを行うこととしたのであります。

その他新炭需給調節特別会計廃止に伴う赤字五十四億円のほか、若干の公団の手持資産の増加に伴う運搬資金の増加による公団出資金四十二億円余、日本国有鉄道への貸付金三十億円余、船舶運賃金補助増二十八億円余を計上いたしました。なお、明年一月一日から鉄道貨物運賃八割、海上貨物運賃九割三分の引上げを予定してあるのであります。

先般以来しばしば論議の対象となつた国家公務員の給与ベースにつきましては、政府は、今回の補正予算編成の前提となつた経済諸情勢にかんがみ、改訂を行わないこととしたのであります。この際としては、むしろ物価の安定をはかることに全力を挙げ、さらに物価を低落の趨勢に導くこととしたしました。減税とも相まつて、実質賃金の充実をはかることに最も重点を置くべきであると信ずるのであります。

(拍手) 次に入入について説明いたします。今回の補正予算に見込みました歳入のおもなるものは、前年度剰余金二百六億円余及び本年度において予定される租税の自然増収二百十三億円余でありまして、これに減税案を織り込んで歳入を予定いたしました。政府は、近くシャープな増減の趣旨の基本原則を尊重し、現下のわが國経済の事情に即した、国税及び地方税を通ずる税制の全面的な改正を行わんといたしてゐるのであります。先にも一言いたしたように、国税の総収入を、来年度におきましては約四千四百五十億程度にとどめるといふ見通しのもとに、目下来年度予算の編成と関連して慎重に検討中でありまして、今回の補正予算の編成に際しましては、そのうち、とりあえず早急に実施を要するところの所得税及び物品税について、来年一月一日から若干の減税を行うこととしたし、取引高税、織物消費税及び清涼飲料税については、シャープな減税に示された期日以前に、すなわち来年一月一日から廃止することとしたのであります。(拍手)これらの措置による本年度の減税額は約二百億円余に上るのであります。来年度におきましては、全面的な税制改正と相まつて、国民の租税負担はかなり軽減され、先に述べました食糧価格や貨物運賃等の引上げによる影響は、おおむね吸収し得ると確信いたしております。

(拍手) なお、この機会に税務行政について一言いたします。従来政府は税法の適実な執行に鋭意努めて参り、国民各位の御協力を得て、逐次納税成績を向上

して来たのでありますが、遺憾ながら、現状ではまだ十分とは言いがたいのであります。今後政府といたしましては、一層税務行政の刷新に努力する所存であります。国民各位におかれまして、今年度及び来年度の減税が税法の忠実な履行を前提とするものであることに特に思いをいたされまして、納税に一層御協力あらんことを切望してやまない次第であります。

以上、補正予算案の概略を説明いたしました。この機会に金融政策について申述べたいと思ひます。去る六月、日本銀行政策委員会の発足以来、日本銀行のマーケット・オペレーションの活発化、融資あつせん制度の積極的活用等によりまして、緊要なる方面への資金供給は相当円滑となつて参つたのであります。しかしながら、市中銀行はその主たる使命が短期の運転資金の供給にあります関係上、市中銀行のみをもつては、長期融資の供給に万全を期することは困難であります。で、政府は特に対日援助見返資金をなるべくすみやかに、かつ有効に運用することに努力いたします。ことごとくに、恒久的な長期金融機構の確立をはかることとし、日本興業銀行をこの種金融機関の中核として育成するとともに、農林中金及び商工中金に債券発行を認め、農林水産及び中小企業に對します長期資金の供給をはかり、また不動産金融機関が自主的に設立されることを積極的に促進いたしたい所存でございます。(拍手)

なお金融機関については、検査を勵行して経営の合理化と健全化を促進し、もつて金利の引下げをはかること

もに、既存の金融機関をもつてはは庶民大衆の信用需要をまかなうに不十分であると認められる地域等につきましては、真に健全なる企画のもとに適正な規模の銀行の設立が計画せられる場合におきましては、いたずらに従来の一県一行主義を墨守することなく、適当と認めるものはこれが營業を免許することとしたしまして、もつて各種産業はもろろんのこと、中央地方を通じて金融の円滑をはかりたいと存しておるのでございます。

最後に國際收支の問題について一言いたします。先に申し述べましたように、國內經濟はようやくその安定を見るに至つたのでありますが、今後に課せられた最大の課題は、國際經濟の一環として、わが國經濟の自立復興をはかることにあるのであります。米國の援助が今後漸次減少することが必至であることを考慮いたしますならば、一日も早く國際收支の均衡を回復することが強く要請せられるのであります。

従ひまして、輸出の振興がわが國の經濟再建に重要な役割を持つことはもちろんであります。しかしながら、わが國の産業の國際的な競争力は決して十分とは申しがたい実情であります。よつて政府は、すでにしばしば言明したように、あくまでも現在の為替レートをかえないという根本的な方針のもとに、産業の合理化を積極的に推進するとともに、各種の貿易條件の改善に努め、もつて公正な競争力の培養をはかることが当面最も必要なことであると信ずる次第でございます。(拍手)

以上、今回の補正予算案について御説明申し上げたのでありますが、何とぞ

御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。(拍手)

○山本猛夫君 國務大臣の演説に對する質疑は延期し、明十六日定刻より本會議を開きこれを行うこととし、本日はこれにて散會せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。
本日はこれにて散會いたします。
午後二時十分散會

出席國務大臣

内閣總理大臣	吉田 茂君
外務大臣	殖田 俊吉君
國務大臣	池田 勇人君
大藏大臣	高瀬 莊太郎君
文部大臣	林 讓治君
厚生大臣	森 幸太郎君
農林大臣	稻垣 平太郎君
通商産業大臣	大屋 晋三君
運輸大臣	小澤 重喜君
郵政大臣	鈴木 正文君
電氣通信大臣	益谷 秀次君
労働大臣	青木 孝義君
建設大臣	榎 詮三君
國務大臣	本多 市郎君
國務大臣	増田 甲子七君
國務大臣	山口 喜久一郎君
國務大臣	山口 喜久一郎君
出席政府委員	
内閣官房副長官	郡 祐一君
内閣官房副長官	菅野 義丸君

地方自治庁次長 遠山 信一郎君
大藏事務官 河野 一之君
大藏事務官 平田 敬一郎君

〔朗読を省略した報告〕
一、去る十一日幣原議長は、吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(銀行局長)	愛知 揆一
(調査普及局長)	辻田 力
文部事務官	始關 伊平
資源庁次長	山口 傳
(船員局長)	山口 傳
運輸事務官	間嶋 大治郎
(大臣官房觀光部)	間嶋 大治郎

一、去る十日松平參議院議長から幣原議長宛、參議院は日本銀行政策委員會の委員に中山均君、岸喜三雄君、宮島清次郎君及び荷見安君を任命したことを承認した旨の通知書を受領した。

一、去る十日松平參議院議長から幣原議長宛、參議院は外國為替管理委員會の委員に杉原雄吉君を任命したことを承認した旨の通知書を受領した。

一、去る十一日內閣總理大臣から大久保太三郎君を外國為替管理委員會委員に任命したいので昭和二十四年政令第五十三号第三條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要請書を受領した。

一、吉田內閣總理大臣から幣原議長宛、去る十一日議長において承認した愛知揆一、辻田力、始關伊平の三名を去る十二日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十四日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。
船舶法の一部を改正する法律

一、昨十四日幣原議長は、吉田內閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(恩給局長)	三橋 則雄
(中央更生保護委員)	齋藤 三郎
(財政金融局長)	内田 常雄
經濟安定事務官	谷林 正敏
經濟安定本部	高野 與作
建設交通局長	高野 與作

一、去る十一日召集に應じた議員は次の通りである。

京都府第一區選出	小川 半次君
一、去る十一日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。	
人事委員	今泉 貞雄君
大藏委員	鈴木 正文君
厚生委員	今泉 貞雄君

天野 公義君	岡西 明貞君
郵政委員	田中 元君
經濟安定委員	宮崎 靖君
予算委員	西村 久之君
懲罰委員	大西 弘君

一、去る十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員	岡西 明貞君
大藏委員	宮崎 靖君
厚生委員	今泉 貞雄君

田中 元君	今泉 貞雄君
郵政委員	天野 公義君
經濟安定委員	鈴木 正文君
予算委員	松野 頼三君
懲罰委員	西村 久之君

一、去る十二日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 田中 安正君
通商産業委員 田中 豊君

一、去る十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 田中 豊君
通商産業委員 田中 安正君

一、昨十四日理事互選の結果次の通り当選した。

予算委員会
理事 池田正之輔君 上林山榮吉君
小峯 柳多君 庄司 一郎君
苦米地英俊君 稻村 順三君
川崎 秀二君 風早八十二君
田中 安正君 今井 耕君

一、昨十四日次の通り理事を補欠選任した。

地方行政委員会
理事 田中 豊君(理事田中安正君去る十二日委員辞任につきその補欠)

一、昨十四日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員 土橋 一吉君
一、昨十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

議院運営委員 春日 正一君
一、去る十一日特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

考查特別委員会
理事 木村 榮君(理事神山茂夫君去る十月三十一日委員辞任につきその補欠)

一、去る十一日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

選挙法改正に關 橋本登美三郎君
選挙特別委員

一、去る十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

選挙法改正に關 松本 一郎君
選挙特別委員

一、去る十一日内閣から提出した議案は次の通りである。

地方自治法の一部を改正する法律案
一、去る十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二十七号)

地方行政委員会付託
一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

国の所有に属する物品の売却代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二十八号)(予)

大蔵委員会付託
一、昨十四日委員長から提出した議案は次の通りである。

政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案(政府支拂促進に關する特別委員長提出)

一、昨十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

国家公務員の職階制に關する法律案
教育委員会法の一部を改正する法律案

昭和三十四年度一般会計予算補正(第一号)

昭和三十四年度特別会計予算補正(特第一号)

昭和三十四年度政府関係機関予算補正(第一号)

一、昨十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

国家公務員の職階制に關する法律案
(内閣提出第二十九号)

人事委員会付託
教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十号)

文部委員会付託
昭和三十四年度一般会計予算補正(第一号)

昭和三十四年度特別会計予算補正(特第一号)

昭和三十四年度政府関係機関予算補正(機第一号)

以上三件 予算委員会付託
一、昨十四日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

船舶法の一部を改正する法律案
一、常任委員長から提出した左の国政調査承認要求に対し、議長は去る十二日これを承認した。

国政調査承認要求書
一、調査する事項 行政機構に關する事項

二、調査の目的 行政事務の簡素化及び能率化を図るため

三、調査の方法 関係各方面より説明並びに意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間 本会期中
右によつて国政に關する調査を致したいが衆議院規則第九十四條により承認を求めらる。

昭和三十四年十一月十一日
内閣委員長 鈴木 明良
衆議院議長 幣原喜重郎殿

一、去る十一日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

地方公務員の利益保護機関に關する質問主意書(立花敏男君提出)

国鉄中央線の工事計画に關する質問主意書(風早八十二君提出)

脱税に關する質問主意書(横田甚太郎君提出)

遺族援護に關する質問主意書(田中堯平君提出)

一、昨十四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

国有農地及び未墾地開放に關する質問主意書(竹村奈良一君提出)

神社仏閣国有財産処分委員会に關する質問主意書(竹村奈良一君提出)

管轄署事務員に關する質問主意書(竹村奈良一君提出)

加配米に關する質問主意書(荻田アサノ君提出)

国土総合開発計画に關する質問主意書(池田峯雄君提出)

災害救助法に關する質問主意書(池田峯雄君提出)

道路に關する質問主意書(高田富之君提出)

消費生活協同組合に關する質問主意書(浦口鉄男君提出)

一、去る四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員並木芳雄君提出国鉄サービス改善に關する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出電力問題に關する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出主食配給に關する質問に対する答弁書

衆議院議員並木芳雄君提出特別調達

庁関係の事務促進に關する質問に対する答弁書

(参照) 国鉄サービス改善に關する質問主意書

国鉄のサービスは漸次改善が加えられては、左の諸議案についてそれぞれ回答を願いたい。

南武線、五日市線、青梅線については、一部に拂下げ運動が行われているが、サービス改善されればその根拠を失うものであるから、この点特に留意して具体案を示されたい。

一 南武線 増発計画はどうなっているか。

二 五日市線 重要な線であるが、回数が少いのと、夜遅くなると列車がなくなるのとで沿線利用者の不便は、はなはだ大である。

故にもつと徹底的に増発してもらいたいのであるが、その計画如何。

又本路線の電化の見込についてはどうか。一説には、民営にならなければという電化の見込なしといわれるが、はたしてそうであるか。民営になれば容易に電化できるのであるかどうか。

なお、拜島駅との連絡通路の改修はいつ行われるか。

三 八高線 通勤時間を考慮しての増発計画如何。

四 青梅線 青梅駅以西、氷川終駅まで、どの電車も延長運転し

てもういたい、この点如何。
又東京駅への直通は非常に好評であるから、さらに増加してもらいたい。この具体案はどうなっているか。
右質問する。

昭和二十四年十一月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出国鉄サービス改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出国鉄サービス改善に関する質問に対する答弁書

一 南武線は、会社時代は一〇―五分間隔であつたが、現在では約七分間隔に短縮されかなり輸送力が増強されて来ているが、それでも現在最高混雑時は約二八〇％の乗車効率を示している。これは決して満足すべき状態ではないが、京浜、山手、総武等の各線も大体同程度の乗車効率を示しているもので、これについてはひとり南武線のみならず、電車線全般について考えなければならぬ問題である。これが緩和は現在車両の整備による休車の減少や、車両運用の昂上等の方法により車両をねん出し、逐次編成の増大並びに増発をなすべく努力中である。

二 五日市線は、九月の時刻改正を

機会に従来よりも一往復増加した。これでは、未だ充分でないと考えるが、予算の関係もあり、早急にこれ以上の増発を行うことは容易でないが、極力沿線利用者の要望に応えるよう、国鉄に善処方指示したいと考える。電化については政府もかねてから検討し、輸送量の多い線区、大都市近郊線、隧道箇所及び勾配の多い線区等から実施することになっているが、五日市線は差当つて電化の計画はない。民営になれば、電化されるかどうかは確言できないが、現下の経済状況からして仮に民間に拂い下げられたとしても多額の投下資本を必要とする電化が利用者に対する負担の増加を見ることなしになされるか否かは疑わしい。むしろ、国営という大傘下において管理されていた方が電化の機会は、早いと考える。

なお、拜島駅連絡通路の改修は、工事予算僅少のため今年度は実施困難であるが、来年度には実施できよう努力中である。

三 八高線の輸送状態は、大体他のローカル線と同様な状態で、特に輸送力の逼迫を認めていないから、増発する計画はないが現在の列車が通勤時間に具合が悪ければこれが修正については研究考慮する。

四 青梅線の電車を全部水川まで延長運転することは、望ましいことではあるが、同線区の変電所施設が弱いため技術的に不可能であるので、これが増強をなすべく努力中である。

東京までの直通電車を増加することは、立川駅の構内改良を要することや、電源の関係から早急に実施困難であるが目下研究中である。

右答弁する。

電力問題に関する質問主意書

近來停電が多い。その原因は何か。そうして全国各電力区への位の配電をしておるか。又発電量はどの位復旧し、それを生産施設のためにあるいは消費地区にどの位配電しているのか。
右質問する。

昭和二十四年十一月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田基太郎君提出電力問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田基太郎君提出電力問題に関する質問に対する答弁書

電力は、終戦後あらゆる産業が戦前の水準に達せず低迷している中にあつて、最も速かにその生産を恢復した産業であつて、昭和二十三年度においては豊水にも恵まれた結果三

百四十億キロワット時（発電所における電力量）という過去の最高記録である昭和十八年度に匹敵する発電をみたのである。昭和十五年以降の発電量及び水火力最高発電実績は別表第一及び第二の如くである。

本年度においては水力は過去七箇年平均とし、火力は石炭約四百六十五万瓩を消費することとして年間三百二十五億キロワット時（対昨年度計画比一〇五パーセント）の発電を行う計画であるが、年度当初以来比較的豊水であつたため、毎月平均以上の発電を行い、第一・四半期一〇パーセント、第二・四半期一〇六パーセントの実績をあげている。十月以降についても別表第二表に示す如く計画量に対し日量の一割余を上廻る電力量を送り、最大電力についてもその最大限の六パーセントを上廻る発電を行つてゐる。

しかるに何故に停電が起るのであるか、現在停電は関東、関西（中部を含む）東北、九州、北海道に起つてゐるが、関東地区の例をとつて説明すると、夏時刻中には日照時間が長いため別表第三に示す如く午後八時から九時に尖頭負荷がかり、九六万七千キロワット（日発電電需給地点の電力）となつてゐる。この時には全く停電を行つていない。これに対し、十月十四日の例をとると、夏時刻の終了、日照時間の短縮の結果、

午後四時頃から負荷が増大し、午後六時から七時にかけて最大となり、この時が一〇四万六千キロワットであつて、しかも約六万キロワットの遮断を余儀なくされている。この理由は夏時刻中分散して、負荷のかかつてゐた、退勤時刻の電車、家庭の電灯、電熱、それに残業中の工場が同時に電力を使用するために、需給の均衡が失したこと、風のため一部火力発電所が故障し出力が低下した結果、やむを得ず緊急遮断を余儀なくされたものであつて、全くやむを得ないものである。

しかしながら夕食時の停電は国民生活上、極力これを避けなければならぬので、政府は電気事業者をして、尖頭負荷時に火力発電所を最大に運転せしめるとともに、故障発電所の急速な補修、復旧を行わしめることとしたが、現状においてはそれだけでは停電の確実な回避を保証できないので、電力は「晝は工場へ、夜は家庭へ」の方針の下に需給の調節を行うこととし、別紙の方針によつてこれが万全を期することとなつた次第である。

なお、電力の産業用及び家庭用業務用への地域別配分計画は経済安定本部の行つてゐるところであるが、その計画及び実績は別表第四の通りである。

右答弁する。

電力緊急遮断防止対策
(閣議決定) 通商産業省
最近並に今後渾水期をひかえて

の初夜緊急遮断を防止するため左
の措置をとる。
一、初夜の尖頭負荷時刻の供給力を
確保するため、貯水池、調整池の

重点使用を図ると共に火力発電所
を最大限に運転し、目下補修中の
火力発電所については、その完成
を促進し、概ね左の日程によつて

供給力の増強を図る。
月日 関東 関西
現 在 六、〇〇〇 三、七〇〇
十月末日 一〇、〇〇〇 五、〇〇〇

十一月末日 一五、〇〇〇 四、七〇〇
十二月末日 一五、〇〇〇 四、七〇〇
一月末日 一五、〇〇〇 四、七〇〇

昭和二十四年度										二十三年度									
第二期中					第四期中					第四期中					第三期中				
進					進					進					進				
計					計					計					計				
駐					駐					駐					駐				
軍					軍					軍					軍				
種					種					種					種				
種					種					種					種				
(一) 電力					(一) 電力					(一) 電力					(一) 電力				
一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇				
(二) 水力					(二) 水力					(二) 水力					(二) 水力				
一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇				
(三) 火力					(三) 火力					(三) 火力					(三) 火力				
一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇				
(四) 太陽光					(四) 太陽光					(四) 太陽光					(四) 太陽光				
一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇				
(五) 風力					(五) 風力					(五) 風力					(五) 風力				
一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇				
(六) 地熱					(六) 地熱					(六) 地熱					(六) 地熱				
一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇				
(七) 原子力					(七) 原子力					(七) 原子力					(七) 原子力				
一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇				
(八) 再生可能エネルギー					(八) 再生可能エネルギー					(八) 再生可能エネルギー					(八) 再生可能エネルギー				
一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇				
(九) その他					(九) その他					(九) その他					(九) その他				
一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇				
(十) 合計					(十) 合計					(十) 合計					(十) 合計				
一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇					一、一〇、〇〇〇				

足する場合を予想せられるので、需要側の消費調節を行わしめ、「晝は工場へ、夜は家庭へ」の方針によつて、電力の有効利用を図るため左の措置をとる。

(イ) 晝間(地下室その他特殊の場所を除く)の点灯及び夜間でも無用の点灯は決して行わないように指導する。

更に漏水が甚だしくなつた場合には「二戸一灯一ラジオ」に制限することもある。

(ロ) 家庭用電熱器は午後五時から午後八時まで使用を禁止する。

(ハ) 電化浴場に対しては当分の間送電しない。

(ニ) 工場に対する余剰電力の分配は当分の間停止する。

(ホ) 休電日を確実に守らせる。(産業用午前五時—午後十時)

(電氣需給調整規則第十一條による。)

(ヘ) 工場及農村動力用等は午後四時半から午後七時半迄電力の使用を禁止する。(同右)

但し、鉄道、放送、水道等の要確保電力、二十四時間操業の工場の最低所要電力、その他(概ね五百KW以上の需用者)で通商産業局長が尖頭負荷時の最大電力を指定したものについてはこの限りでない。

(ト) 以上各項の違反者に対しては送電停止を勵行する。(電氣需給調整規則第二十七條による。)

(チ) 一般配電線に対する電力の配分は適正需要にあわせて行い

需要家の協力を得た場合には送電を確保し、需用家において超過使用する場合にのみ警告停止電をなしなお自肅の跡の見えない超過使用のある場合は送電を遮断する。

三、本件措置により差当り家庭用緊急遮断を阻止し得るも今後の漏水期においてもこれを維持するためには火力発電設備の補修を繰上げ完成し、且石炭手当てを充分ならしめる必要がある。これに必要な資金につき特段の措置を講ずるものとする。

四、右の措置は全電氣事業者をしてその責任の下に全力をあげてこの業務に邁進せしめるとともに、通商産業局及び同電力事務所をしてこの実行を確実に推進せしめることとする。

この方針については新聞、放送その他あらゆる広告機関を動員してその周知徹底を図る。

初夜緊急遮断防止対策について

最近関東及び関西地区において初夜午後五時—八時に、電氣の緊急遮断が頻発し家庭等に迷惑をおかけしています。

この原因は九月十日に夏時刻が終了し、官庁、会社の退勤時間が遅くなりこの混雑時の通勤電車と、日没時の早くなつたことによる各家庭の電灯及び電熱が同時に電氣を使用し更に工場の操業が重なる初夜における電氣の負荷が最近著しく大きくなり、供給力がこれに應じ切れぬためであります。この負荷の変遷については別表(1)の通りであります。

政府においては年間の電力需給計画をたて、(毎四半期に修正、水力と火力との総合的運転によつて極力年間に平均した電力を供給することにつとめておりますが、わが国発電所の特殊事情のため豊水期と渇水期とに供給力上相当の差があることはやむを得ません。政府は上、下期に分つてこの変動ある供給力をその各々の期間においてある程度安定せしめるため電力割当計画に沿つた日発各配電間の需給契約を締結させ、その線に供給力、需要の双方を調整することとしております。この契約は

一、年間の出水率が平水であることを前提とし、年間にわたる出水の変動を火力によつて能力の許し得る限り調整しています。従つて水力発電について一、年間の出水率が平水であること、火力発電については年間消費石炭四、六五〇、〇〇〇噸の範囲内において多期渇水期に全力を発揮し、年間としての供給力変動と、上下期両期間においても出水の変動を併せ防止する意味においてできているのであります。火力発電所は豊水期にはできる限り補修することとなる豊水が相当長期に亘つて得られなければ、この契約供給力を上廻つて供給することには多大の困難があります。しかも電氣料金は他の物価に比して甚だしく低廉であり、燃料費、修繕費は本年度の計画量を賄うに充分なだけは繰込まれていない現状においては施設の補修はもとより、計画石炭量の購入さえも困難な状況であつて、このまま推移するな

らば冬季渇水期の貯炭すら危ぶまれております。

本年秋は全国的に比較的豊水であり、電氣の供給も割合に楽であつたのですが、最近にいたつて九州を除き他地区はすべて出水が低下しましたので火力発電所を動員して供給力の確保を図つています。この状況は別表(2)の通りで全国的に需給契約を相当上廻つております。特に緊急制限の多い関東、関西の火力発電所の能力は両地区合計においても別表(3)に示す如く僅かに約三〇、〇〇〇キロワットを残すのみであつて、到底多くを期待できないのであります。もちろんこの火力につきましても極力運転する方針をとつておりますが、今後十一月、十二月に入れば、例年水力の出力は次第に低下する傾向を示すのであつて、多少の火力をもつては現在のような需要の状況には応じきれないのであります。

ここにおいて停電の防止は必要の面これを調節する外に回避できないこととなります。現在関東配電地区においては初夜午後六時頃の遮断をしているのは晴天時六—七万KW、曇天時一〇—一五万KWであります。これは八五万KWの需給契約に対し閑配系を加へ九六—一〇〇万KWの供給をしていながら起る状況であつて、今後出水が低下するならば益々苦しくなることは必然であります。

しかればこの尖頭負荷時において何故このような負荷がかかり、遮断をおこなうかを検討せねばなりません。別表(4)に示される如く夏時刻中

にくらべ、現在の尖頭負荷時の負荷は顯著な傾向を示しております。この負荷の内容を分析いたしますと別表(5)のようになるのであつて電灯、電熱、電車及び工場動力の分布がこれに判明いたします。この中電灯及び電車の負荷が制限できないとすれば電熱及び工場用動力によつて調節する外はありません。因みに本年正月始工場が稼働していなかつた時に電灯その他を自由に使用せしめた負荷は同じく別表(5)に示されているとおりであつて、工場負荷の大であることが判ります。

かくして対策としては緊急遮断防止のため次のような諸措置をとることとし、既に一部実施しております。

一、供給力は日間に甚しい変動のないことを前提として、特に初夜及び午前の尖頭負荷時の電力の増強に努力せしめる。

二、電氣の使用は「晝は工場へ、夜は家庭へ」の方針によつて尖頭負荷時の電力の軽減を図る。即ち、

(イ) 晝間(地下室その他特殊の場合を除く)の点灯及び夜間でも無用の点灯は決して行わないようにする。

更に漏水が甚だしくなつた場合には「二戸一灯一ラジオ」に制限することもある。

(ロ) 家庭用電熱器は午後五時から午後八時まで使用を禁止する。

(ハ) 電化浴場に対しては当分の間送電しない。

(ニ) 工場に対する余剰電力の特

配は当分の間停止する。

(ホ) 休電日を確実に守らせる。

(産業用 午前五時—午後十時)

(業務用、家庭用) 午前七時—午後五時

必要がある場合には家庭用、業務用に対しても休電日を指示する。

(一) 電力需用(工場及農村等)は午後四時半から午後七時半迄電

力の使用を禁止する。但し、鉄道、放送、水道等の要確保電力、二十四時間操業の工場の最低所要電力、その他通商産業局長が尖頭負荷時の最大電力を指定したものであるについてはこの限りではない。

(ト) 以上各項の違反者に対しては送電を停止する。

(チ) 一般配電線に対しては、そ

れによつて供給する需要の量によつてキロワット配分を行い、これを負荷が超過した場合には、設備の許す限り警告停電を行い、それでも負荷が減少しない場合には送電を遮断する。

これらの対策が電気事業者、電気使用者のすべてによつて完全に実行せられるならば、現在の緊急遮断は回避せられるのである。

あります。本年初頭以來連續的に豊水に恵まれ、電氣的には一般に楽な状態をすごしたため、国民一般に電氣に對する樂觀的な氣分が横溢しており、一昨年の冬及び昨年の需給逼迫時の苦しさを忘れたかの如くであります。設備補修の進捗、消費石炭の増加に對し需用の増加が更

に上廻つてゐる現状では、全電
氣事業者の需給調整に対する全
力をあけての努力並びに全電氣
使用者の協力なしに、この危機
を乗切ることとは出来ないのであ
ります。

再び「晝は工場へ、夜は家庭
へ」の方針に対する協力を要請
するものであります。

第一表 夏時刻終了の前後に於ける電力量並びに最大電力の増減実績

（單位發電端MW、MWH）
前後一週間の日平均
差 引 増 加
九月三日—九月九日平均
九月二日—九月七日平均

	電力量(A)	最大電力(B)	電力量(C)	最大電力(D)	電力量(C/A)	%	最大電力(D/P)	%
東 北	六七四・一	三三四・〇	六、八〇・一	三三四・七	一七・〇	二・六	一〇・七	三・二
関 東	二七、一九三・二	一、四二八・五	三〇、四八三・八	一五三九・九	三九・〇・六	二・一	二二・四	八・五
関 西	三五、九六六・〇	一、七六・五	三六、六三四・五	一七八三・五	六九・一・五	一・九	五七・〇	三・三
中 国	五、六六八・一	二九〇・一	六、一六九・五	三二四・七	五三・一・四	九・四	二四・六	八・五
九 州	二二、〇三八・〇	五二六・七	一一、七九・〇	五七六・〇	二四七・〇	(一)二・〇	二二・三	二・四
本 州 及 び 四 州 計	八七、五〇九・四	四、三三・二	九一、九八八・九	四五五八・八	四四四九・五	五・一	三三五・六	五・五
北 海 道	三、六八一・一	一七三・一	三、四三・五	一七・九	二五八・七	(一)七・〇	(一)〇・二	(一)〇・一
全 国 計	九四、五〇九・三	四、六〇・三	九八、七八・一	四九二六・六	四二〇八・八	四・五	三三六・三	五・〇

第二表 日発配電受給契約最大電力と配電受電実績との比較

契約最大電力合計(上限)		最大電力		電
(A)	三、二〇八	(MW)	(安本計画割当量の日量)	量
一日	三、三四六・七	(C)	五七、八八二	(MWH)
一一	三、四一八・〇		六四、九八六	
一二	三、四一四・八		六五、七九九	
一三	三、四七七・一		六五、〇八七	
一四	三、四〇三・八		六六、三五一	
一五	三、三二六・一		六五、四九二	
一六	三、四四七・二		六一、六八七	
一七	三、四一〇・〇		六三、三五九	
平均	(B)	(D)	六四、七〇〇	

第三表 最渴水日に於ける日発火力発電所の発電状況

	關 東	關 西	(單位KW)
可能最大発電力	五五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
実績最大発電力	五五、〇〇〇	二七〇、九〇〇	
余力(A)―(B)	〇	二九、一〇〇	
出水率(%)	九三	八六	

備考 一〇月に於ける最濁水日は一〇月一七日(月)をとつた。
 同日に於ける日発系自流は關東九九六MW
 關西一、一五八MWである。

備考 一〇月に於ける最渴水日は一〇月一七日(月)をとつた。

関西一、一五八MWである。

初夜最大電力の分析（昭和二十四年十月二十日）

一、サンマータイム終了前と最近初夜の最大電力の比較

種 別	九月七日 (金、晴) (二〇時—二一時)	一〇月一四日 (金、晴) (一八時—一九時)
供給最大電力	九六七・〇〇〇 KW	一、〇四六・〇〇〇 KW
遮断電力	〇	六〇、〇〇〇
合 計	九六七・〇〇〇	一、一〇六・〇〇〇

一、初夜最大電力の分析

本分析は業種別大口代表工場の負荷実績曲線と電灯、電力用柱上変圧器の負荷記録を基として昭和二四年一月一日（工場全停止家庭は全負荷）の実績記録を参考として勘案作製せるものである。

(詳細調整資料第一六号参照)

種別	二四年一月一日	二四年九月九日 サンマタイム 実施中	二四年一月一日 最	力	電	力
要 確 保 電 力	一七〇、〇〇〇 KW	一八〇、〇〇〇 KW	二二〇、〇〇〇 KW	小	小	口
工場保安用電力	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	電	電	電
二四時間作業工場	一〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	熱	熱	熱
一般大口電力	一	五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	計	計	計
				八三〇、〇〇〇	五八〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
				九七〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
					五二〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇
					三九〇、〇〇〇	三九〇、〇〇〇
					一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇
					五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇
					一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇

主食配給に関する質問主意書
一米は何分搗きで配給されるのが正しいのか。又どんな法規によつて、それが立証され、実行されているか。

二 主食の配給は持込配給が正しいのか、それとも受配給者が配給所まで取りにゆくのが正しいのか。前者が正しいとすればそれが守られておらない場合政府は如何なる処置をとるか。

右質問する。

昭和二十四年十一月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田基太郎君提出主食配給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田基太郎君提出主食配給に関する質問に対する答弁書

一 政府としては、食糧需給の面から、公団に対して、玄米の搗精歩合を九六％に抑え、これを配給させている。かつては、国家総動員法又は食糧管理法の規定によつて搗精限度の定めがあつたが、現在では廃止されているから、政府としては需給の見通しさえつけば、

公団をして更に歩留を引下げしめることも可能な次第である。

二 政府としては、主要食糧の消費者価格の決定に当り、都市において一回の配給数量が同一品種五分分（但し、いも類を除く。）以上の場合には、原則として持込配給することを建前として必要額が積算されている。

もつとも価格の表示では、持込又は店頭渡を一本とし、その間に差等を設けていないから、仮に都市において持込配給をしないからといって、公団には法律上の責任はないと思うが、消費者にとつてはたとえ五日分以内であつても持込配給は大部分の希望であるから、設備、人員等の不足は創意と工夫で補い、可能な限り持込を励行するよう、かねがね公団に対しては注意を喚起している。

右答弁する。

特別調達庁関係の事務促進に関する質問主意書

一 東京都北多摩郡砂川村の西砂川地帯は、基地に接近した所であるが、降雨のたびごとに洪水状態となり、ために道路は交通不能となり、農作物に與える損害も大であり、殊に飲料水にまでも影響を與

えている状態で、附近住民は非常に困つてゐる。

二 この点について、特別調達庁においては基地とも連絡して着々その対策実施の手配を進められてゐるので、地元民は感謝してゐるのであるが、これが申請をされて以來相当の日子を経ているので、現在どういふ段階にあるか、その間の事情を詳細に伺いたい。

右質問する。

昭和二十四年十一月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出特別調達庁関係の事務促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出特別調達庁関係の事務促進に関する質問に対する答弁書

本件は、横田飛行場がコンクリート舗装のため、自然水を吸収することとができないため降雨による排水が砂川村地内に集中流下して氾濫する飛行場施設工事に伴う生じた被害である。従来この種の事項は、終戦処理費で賄われないことであつたが、本年六月十六日附 ACG400.12(11 Nov-48) CESCAPHIN 2016 に「調達

要求に基づく工事の施行より生ずる損害の補償に関する件」として、軍より指示された事項の範囲で、軍の承認を受けて処理ができるようになつたので七月十一日特別調達庁技術部で排水を多摩川本流に導く新水路を設けたい考へで調査を進めており、この実施設計が完了の上は速やかに前記 SCAPHIN 2016 による補償事項として、更に調達要求書の発出方を請する考へである。

右答弁する。

衆議院會議録第四号中正誤

頁	段	行	誤	正
三	五	三	とよろ	ところ
六	二	三	そのうち	そのうち
五	五	九	通商官	通商監
六	二	四	形と	形を
六	三	〇	ペター	ペター